

○あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成7年9月1日

条例第80号

改正 平成12年12月25日条例第85号

平成14年9月27日条例第20号

平成15年9月26日条例第18号

平成17年3月30日条例第8号

平成17年12月22日条例第31号

(題名改称)

平成18年9月28日条例第23号

平成20年3月28日条例第5号

平成21年3月30日条例第2号

平成24年3月30日条例第6号

平成26年12月25日条例第27号

平成29年3月29日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(平12条例85・平17条例8・平17条例31・平21条例2・平24条例6・平26条例27・平29条例6・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、あきる野市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずるものであつて規則で定めるものとする。

(1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(平12条例85・平17条例31・平21条例2・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあつた翌々年の1月1日から1年間は対象者としなない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年

の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（平15条例18・平17条例31・平26条例27・一部改正）

（医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、あきる野市長（以下「市長」という。）に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）を助成する。

3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（平12条例85・平14条例20・平18条例23・平20条例5・一部改正）

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を、高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（平12条例85・追加・平14条例20・平18条例23・平20条例5・一部改正）

（届出義務）

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

- 2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。
（平26条例27・一部改正）
（譲渡又は担保の禁止）

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
（損害賠償の請求権の譲渡）

- 第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。
- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。
（平26条例27・追加）
（助成費の返還等）

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- （1） 偽りその他不正な行為によって、医療費の助成を受けたとき。
 - （2） 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
 - （3） 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
 - （4） 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。
- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。
（平26条例27・全改）
（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
（平12条例85・平26条例27・一部改正）

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の日の前日までに、合併前の秋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年秋川市条例第28号）又は五日市町ひとり親家庭の医療費助成に関する条例（平成元年五日市町条例第38号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年条例第85号）

- 1 この条例中第1条の規定は平成13年1月1日から、第2条の規定は同月6日から施行する。
- 2 第1条による改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第20号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

附 則（平成17年条例第31号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及びあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成7年9月1日

規則第63号

改正 平成7年12月26日規則第124号

平成8年12月25日規則第29号

平成9年7月25日規則第17号

平成9年9月1日規則第22号

平成9年12月24日規則第29号

平成10年2月25日規則第2号

平成10年8月26日規則第26号

平成10年12月24日規則第29号

平成11年2月22日規則第7号

平成11年12月22日規則第36号

平成12年12月25日規則第60号

平成13年2月23日規則第8号

平成13年11月21日規則第29号

平成14年9月27日規則第24号

平成15年5月23日規則第22号

平成15年9月26日規則第32号

平成17年3月30日規則第14号

平成17年12月22日規則第37号

(題名改称)

平成18年3月31日規則第18号

平成18年9月28日規則第38号

平成19年11月29日規則第32号

平成20年3月28日規則第6号

平成20年9月26日規則第27号

平成21年2月16日規則第2号

平成22年5月20日規則第12号

平成24年6月26日規則第17号

平成24年8月29日規則第23号

平成25年12月20日規則第29号

平成26年9月1日規則第14号

平成26年12月25日規則第26号

平成27年12月21日規則第32号

平成28年3月29日規則第9号

平成28年8月19日規則第17号

平成28年12月27日規則第20号

平成29年9月29日規則第21号

平成30年5月25日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成7年あきる野市条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平17規則37・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されている

とき。

(平12規則60・一部改正)

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平8規則29・平10規則26・平24規則23・平25規則29・一部改正)

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(平9規則22・平10規則26・平20規則6・一部改正)

(条例第3条第1項の規則で定める対象者)

第8条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であつて、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

(平14規則24・平26規則14・一部改正)

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第9条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。)がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。

(平18規則38・全改、平26規則14・平26規則26・一部改正)

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3のとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童(父から認知された児童を除く。)であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号ただし書によりひとり親等(父又は母に限る。以下この項において同じ。)が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(平10規則29・平15規則32・平24規則23・平26規則14・平26規則26・一部改正)

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第

4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。) についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。)に係る所得とする。

(平14規則24・平15規則32・平26規則14・平26規則26・一部改正)

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(父又は母を除く。)については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(平8規則29・平11規則36・平12規則60・平13規則29・平14規則24・平15規則23・平15規則32・平18規則38・平22規則12・平26規則14・平26規則26・平28規則20・一部改正)

(条例第4条第2項に規定する特例)

第13条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(平26規則14・平26規則26・一部改正)

(条例第5条の医療証の交付申請等)

第14条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書(兼現況届)(様式第1号。以下「申請書(現況届)」という。)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類

- (2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）
 - (3) 戸籍の謄本又は抄本
 - (4) 世帯の全員の住民票の写し
 - (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
 - (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
 - (7) 養育費等に関する申告書
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。
- 3 あきる野市長（以下「市長」という。）は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第3号の1）を交付する。ただし、そのうち第15条に定める者と決定したときは、医療証（様式第3号の2）を交付する。
- 4 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知する。

（平12規則60・平14規則24・平17規則37・平26規則14・平26規則26・平28規則17・一部改正）

（条例第6条第1項の規則で定める額）

第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条及び第14条の2の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、当該高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第14条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第15条第1項又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず57,600円（当該療養のあった月以前の12月以内に既に負担した額が57,600円である月数が3月以上ある場合にあっては、44,400円）
- (2) 令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず14,000円
- (3) 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間における令第14条の2第1項に規定する年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 144,000円

（平14規則24・追加、平18規則38・平20規則6・平21規則2・平30規則10・一部改正）

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第15条 条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（平12規則60・追加）

（一部負担金の減額又は免除）

第16条 市長は、法第69条第1項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）について、減免することができる。この場合において、減免を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免申請書（様式第5号）に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が同項に規定する要件に該当すると認めるときは、対象者に対してひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書（様式第6号）を交付し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定によりひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

(平12規則60・追加、平14規則24・平17規則37・平18規則38・平20規則6・平26規則14・平26規則26・一部改正)

(医療証の有効期限)

第17条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(平12規則60・旧第15条線下)

(医療証の返還)

第18条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(平12規則60・旧第16条線下)

(医療証の再交付)

第19条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書(様式第8号)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(平12規則60・旧第17条線下、平17規則37・平26規則26・一部改正)

(条例第7条の助成の方法の特例)

第20条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療助成費支給申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号によるときは、療養費又は家族療養費の支給を証する書類を、第1項第2号によるときは、同号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。ただし、あきる野市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(平12規則60・旧第18条線下、平13規則8・平14規則24・平17規則37・平20規則6・平26規則26・一部改正)

(条例第8条の届出)

第21条 条例第8条第1項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度申請事項変更(消滅)届(様式第10号。以下「変更届」という。)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、申請書(現況届)に認定調書、ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類及び養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届(様式第11号)により行わなければならない。

(平12規則60・旧第19条線下・一部改正、平14規則24・平17規則37・平26規則26・平28規則17・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第22条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅通知書(様式第12号)により当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(平12規則60・旧第20条線下、平17規則37・平20規則6・平26規則26・平28規則17・一部改正)

(損害賠償の請求権の譲渡)

第23条 条例第9条の2第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について(様式第13号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書(様式第14号)により行うものとする。

(平26規則26・追加、平28規則17・一部改正)

(添付書類の省略)

第24条 市長は、この規則により申請書(現況届)又は変更届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平12規則60・旧第21条線下、平26規則26・旧第23条線下、平28規則17・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行日の前日までに、合併前の秋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年秋川市規則第31号）又は五日市町ひとり親家庭の医療費助成に関する条例施行規則（平成元年五日市町規則第24号）により交付された医療証は、当該医療証の有効期間の満了するまでの間は、この規則の規定により交付された医療証とみなし、合併前の規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成7年規則第124号）

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 平成7年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成8年規則第29号）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 平成8年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第17号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年規則第29号）

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成9年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条第3号の規定は、平成10年8月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成10年規則第29号）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 平成10年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第36号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 平成11年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第60号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成13年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第29号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 平成13年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年規則第24号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第11条、第12条、第14条、第21条、

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別表第3、様式第1号・第8号、様式第3号の1及び様式第3号の2の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

2 平成14年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第37号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第18号) 抄

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第18号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第38号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第12条及び様式第1号・第8号の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第32号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際改正前のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式第3号の1による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の様式第3号の1による医療証とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成20年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成21年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第12号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年規則第23号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3、様式第1号(表) (「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数 (申請者については、((イ))老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、((ロ))特定扶養親族の数))	(((イ)))	人
	(((ロ)))	人

」を「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数 (申請者については、((イ))老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、((ロ))特定扶養親族の数、((ハ))16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	(((イ)))	人
	(((ロ)))	人
	(((ハ)))	人

」に改める部分に限る。）、同様式（裏）、様式第3号の1、様式第3号の2、様式第8号（表）（「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（申請者については、（イ）老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、（ロ）特定扶養親族の数））	（（イ）） （（ロ））	人 人
---	----------------	--------

」を「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（申請者については、（イ）老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、（ロ）特定扶養親族の数、（ハ）16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	（（イ）） （（ロ）） （（ハ））	人 人 人
--	-------------------------	-------------

」に改める部分に限る。）及び同様式（裏）の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 この規則による改正後の別表第3の規定は、平成25年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成24年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年規則第29号）

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年12月31日以前の療養に係るこの規則による改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第11条及び第12条第1項の規定の適用については、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、新規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

- 3 平成28年1月1日から同年12月31日までの療養に係る新規則第11条及び第12条第1項の規定の適用については、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

- 4 新規則第21条第3項及び第23条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 5 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年規則第32号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この規則の施行の際現にある第4条の規定による改正前のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第20号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第12条第1項及び様式第1号の規定は、平成31年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式第3号の1による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の様式第3号の1による医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第14条の2の規定は、平成30年8月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年7月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

（平26規則14・一部改正）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下の者（視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常がある者については、矯正視力によって測定する。）
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上の者
- 3 平衡機能に著しい障害を有する者
- 4 そしゃくの機能を欠く者
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有する者
- 6 両上肢の親指及び人さし指又は中指を欠く者
- 7 両上肢の親指及び人さし指又は中指の機能に著しい障害を有する者
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有する者
- 9 一上肢の全ての指を欠く者
- 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有する者
- 11 両下肢の全ての指を欠く者
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有する者
- 13 一下肢を足関節以上で欠く者
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する者
- 15 前各号に掲げる者のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつてその状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第2（第5条関係）

(平26規則14・一部改正)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下の者（視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状がある者については、矯正視力によって測定する。）
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の者
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有する者
- 4 両上肢の全ての指を欠く者
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有する者
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有する者
- 7 両下肢を足関節以上で欠く者
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有する者
- 9 前各号に掲げる者のほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する者
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有する者
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有する者であつて、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

別表第3（第10条関係）

(平7規則124・平8規則29・平9規則29・平10規則29・平14規則24・平24規則23・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）

別表第4（第10条関係）

(平7規則124・平8規則29・平9規則29・平10規則29・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5（第10条関係）

(平7規則124・平8規則29・平9規則29・平10規則29・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費助成制度医療証
交付申請書(兼現況届)

(表)

フリガナ 氏名	性別	生年月日	年	月	日	生	⑤ 加入の医療 保険の種類	1国保 2組合 3協会 4日雇 5船員 6共済 7後期												
個人番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	被保険者(世帯主・組合員)氏名	申請者との続柄	被保険者証記号番号	保険者名	管号	名称	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ		
住所	〒 ○○○-○○○ あきる野市					電話()	保険者の所在地	〒												
職業	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	付加給付の有無													
勤務先住所	〒					電話()	年分所得	⑥申請者	⑦配偶者	⑧扶養義務者										
生活保護の受給状況	受給(年月日から)・非受給					児童扶養手当の受給状況	受給(年月日から)・非受給					氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
児童育成手当の受給状況	受給(年月日から)・非受給										個人番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ		
ひとり親家庭等 となった事由	ア 離婚 イ (父・母)死亡 ウ (父・母)障害 エ (父・母)生死不明 オ (父・母)遺棄 カ (父・母)保護命令 キ (父・母)拘禁 ク 未婚の女子の子 ケ かどうか不明 コ 父死亡 サ その他()										⑨ 控除対象配偶者及び扶養親族の合 計数(うち老人扶養親族の数(申請 者については、イ老人控除対象配 偶者及び老人扶養親族の合計数。 ロ特定扶養親族の数、ハ6歳以上 19歳未満の控除対象扶養親族の 数))	人	人	人	人	人	人	人	人	
フリガナ	生年月日	続柄	男女	同居 別居の別	監護又は養育を 始めた年月日	障害者医療 乳幼児医療 助成の有無	*対象・非 対象の別						⑩ 規定期間第12条第1項による所得 の額	* 円	* 円	* 円	* 円	* 円	* 円	
氏名	申請者 本人	申請者 本人	申請者 本人	申請者 本人	申請者 本人	申請者 本人	申請者 本人						⑪ 規定期間第11条に定める金品等の 額	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						父又は母に対し支払われ た額	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						父又は母に対し支払われ た額の8割相当額A	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						児童に対し支払われた額	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						児童に対し支払われた額 の8割相当額B	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						合計A+B	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						⑬ 障害者である控除対象 配偶者及び扶養親族の 数	人	人	人	人	人	人	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						⑭ 障害者、特別障害者、寡婦・ 寡夫、寡婦の特別(申請者が 父、母の場合は控除しな い)、勤労学生の別	(障・特障・寡・寡 特・勤)	(障・特障・寡・寡 特・勤)	(障・特障・寡・寡 特・勤)	(障・特障・寡・寡 特・勤)	(障・特障・寡・寡 特・勤)	(障・特障・寡・寡 特・勤)	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						⑮ その他 の控除	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						⑯ 社会保険料等相当額	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						⑰ 控除額合計	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						*⑱ 控除後の所得額	円	円	円	円	円	円	
状況	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居	女 同居	男 同居						*⑲ 所得 限度額	円	円	円	円	円	円	
氏名	障害名	*障害確認の内容										* 戸籍謄本(抄本)	(添付 児童扶養手当証書 公簿確認)							
氏名	障害名	確認書類 手帳等の番号 等級 発行者										* 住民票	(添付 児童扶養手当証書 公簿確認)							
氏名	障害名											* 調書	(添付 児童扶養手当証書 公簿確認)							
氏名	障害名											* 健康保険証	(添付 児童扶養手当証書 公簿確認)							
氏名	障害名											* 課税証明	(添付 公簿確認)							
氏名	障害名											* 法務 省の 養育費等に関する申告書	(添付 児童扶養手当書)							
[注] 確認書類欄は次の書類番号を記入のこと [1]身障手帳 2愛の手帳 3診断書 4特別児童扶養手当 5その他()													医療証の交付を申請します。 上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の 現況を届出します。 あきる野市 年 月 日 住所 あきる野市長 殿 氏名							
*所得書表													1	非課税世帯	2					課税世帯

(注) 1 *の欄は記入しないでください。 2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 3 記名押印に代えて署名することができます。

(裏)

[記入上の注意]

1 ①の欄

(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。現住所と住民登録地とが違うときは、現住所を()書きで記入してください。

(2) 「生活保護、児童扶養手当、児童育成手当受給状況」欄は、該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

6 ⑦の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含まれます。

7 ⑧の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

8 ⑨の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。

(1) 申請者については、㉠に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉡に特定扶養親族の数を、㉢に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

9 ㉣の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童(障害の場合は20歳未満の者)をいいます。

10 ㉤の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額、租税条約の実施に伴う条約適用利子等及び条約適用配当等の金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

11 ㉥の欄

請求者が父又は母の場合には、その監護する児童の母又は父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれに「父又は母」及び「児童」に支払われた額とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計欄には、A+Bの額を記入してください。

12 ㉦の欄

㉣の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を書いてください。

13 ㉧の欄

該当者が地方税法に定める障害者、特別障害者、寡婦、寡夫、寡婦の特別加算対象者又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。申請者が母、父である場合には、寡婦(寡夫)控除及び寡婦控除特別加算の額は控除しません。

14 ㉨の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

15 この申請書(現況届)に添えていただく書類は次のとおりです。

(1) 交付申請のとき

- ア あなたと児童の健康保険証
- イ あなたと児童の戸籍謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
- ウ 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
- エ 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行した所得証明書及び課税状況の証明書
- オ 認定調書
- カ 養育費等に関する申告書
- キ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のイ、ウ、オ及びカ書類は必要ありません。)

(2) 現況届のとき

- ア 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行した所得証明書及び課税状況の証明書
- イ 認定調書
- ウ 養育費等に関する申告書
- エ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のイ及びウの書類は必要ありません。)

16 この申請書(現況届)について分からないことがありましたら、担当の職員にお尋ねください。

様式第2号(その1)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ア離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その2)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄イ死亡に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その3)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調査
(申請書②の欄ウ障害に該当する場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1身障手帳 2愛の手帳 3診断書 4その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
その他参考事項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介 護 状 況 (常時看護が必要・その他) 2 身 辺 処 理 状 況 (手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その4)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄エ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その5)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄才遺棄に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(母) 2 養父(母)
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母行方の状況	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有 (年 月 警察署届出)
離婚の意志	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母が貸金業者から借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その6)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄カ保護命令に該当する場合)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住所
氏名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その7)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄キ拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その8)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ク未婚の女子の子に該当する場合)

父の状況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を気遣う 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子供の安否を気遣う 訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その9)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄コ父母死亡及び
サその他に該当する養育者の場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所




氏 名



(注) 記名押印に代えて署名することができます。

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

様式第3号の1(第14条関係)

 医 療 証 	
住 所	〒
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
次の受給者は、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部をあきる野市が助成するものであることを証明する。 <div style="text-align: right;">東京都あきる野市長 </div>	
交付年月日	年 月 日

受給者 番号・氏名		備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

受給者 番号・氏名		備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口へ提出し、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による一部負担金相当額をお支払いください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、市の担当窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を市の担当窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市の担当窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、市の担当窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

あきる野市 部 課 係
電話番号

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

様式第3号の2(第14条関係)

㊟ 医 療 証 ㊟	
住 所	〒
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
次の受給者は、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部をあきる野市が助成するものであることを証明する。 <p style="text-align: right;">東京都あきる野市長 印</p>	
交付年月日	年 月 日

受給者 番号・氏名		備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

受給者 番号・氏名		備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口へ提出してください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、市の担当窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を市の担当窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市の担当窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、市の担当窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

あきる野市 部 課 係
電話番号

様式第4号(第14条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日

殿

あきる野市長

印

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号（第16条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免申請書

負担者番号							
受給者番号							
受給者	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	住所						
傷病名							
発病又は負傷年月日							
申請の理由							

上記のとおり、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定に基づき、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所
氏 名

㊞

(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第6号（第16条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免証明書

負担者番号							
受給者番号							
受給者	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	住所						
減額・免除の別		減額（ 円） 免除					
有効期間		自 年 月 日 至 年 月 日					

上記のとおり、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

あきる野市長



様式第7号（第16条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免不承認通知書

年 月 日

殿

あきる野市長



年 月 日付けで申請のありましたあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定に基づく一部負担金の減免について、次の理由で助成をしないことに決定しましたので通知します。

理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として（訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号(第19条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証再交付申請書

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所
氏 名 ㊦

次の理由により、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした
- 2 破いた
- 3 汚した
- 4 その他 ()

(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第9号（第20条関係）

市受付印		親	ひとり親家庭等医療助成費支給申請書		
	受付者		あきる野市長 殿		
			下記のとおり、領収書を添えて医療費の助成を申請します。なお、付加給付がある場合は申し出ます。支給額は、下記口座に振り込んでください。また、この届出項目が、電子計算組織に記録されることを了承します。		
			_____年 月 日申請		
			記	※記名押印に代えて署名することができます。	
ひとり親医療証の記載内容					
医療証番号	負担者番号			受給者番号	
対象者氏名			生年月日	年 月 日	
保護者氏名	④		住所		
ひとり親の保険証の内容					
保険の種類	1 国保 4 共済	2 組合 5 その他 ()	3 協会 世帯主組合員 被保険者氏名		
記号番号					
保険者番号			保険者名称		
申請内容					
申請種類	1 一般 5 補装具	2 歯科 6 養育医療	3 薬剤 7 小児慢性	4 看護 8 その他 ()	
入院・入院外の別	1 入院 2 入院外				
申請の理由	1 都外の病院等での診療 2 医療証を持っていなかった。 3 補装具の費用		4 小児慢性負担金 5 養育医療負担金 6 その他 ()		
添付書類	1 領収書 (枚) 2 療養費支給決定通知書 3 医師の診断書 (補装具の場合)		4 医療券の写し (小児慢性の場合) 5 養育医療納入領収書 (養育医療の場合) 6 その他 ()		
振込先					
金融機関名			銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	支店出張所
金融機関コード			支店コード		
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号			
口座名義 (医療証の保護者名義に限る。)				カタカナで記入してください。	
連絡先電話番号 (振込不能等の場合に連絡できるところ。携帯可)				()	
職員記入欄					
不足書類	<input type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> 療養費支給決定通知書		<input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 医療券の写し (小慢)		<input type="checkbox"/> その他 ()
連絡事項					
支給決定額					

様式第10号(第21条関係)

⑧ ひとり親家庭等医療費助成制度
申請事項変更(消滅)届

医療証 番 号	負担者番号									
	受給者番号									
変 更 の 場 合	新 (旧)	氏 氏	名 名	() () のため変更)						
	新 (旧)	住 住	所 所	〒 () TEL ()						
	(新)	職 勤	業 務							
	勤 務	勤 務	先 先							
	内 容	勤 務	先 住	所						
	(新)	保 険	の 種	類						
	加 入 の 医 療 保 険	被 保	険 者	氏 名	申請者との続柄					
		被 保	険 者	証 号	番号		保 険	者 名	符 号	名 称
		保 険	者	所 在	地 〒 () TEL ()					
	合 他 の 事 項	(新)			(旧)					
配 偶 者		氏 名								
		個 人 番 号								
扶 養 義 務 者		氏 名								
	個 人 番 号									
変 更	年	月	日	年	月	日				
消 滅 の 理 由 合	1	他区(市町村)に転出 (転出先 TEL ())								
	2	生活保護受給								
	3	死亡								
	4	ひとり親家庭等でなくなった (具体的理由)								
	5	その他()								
	消 滅	年	月	日	年	月	日			
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項が変更 受給資格が消滅 しましたので届 け出します。 年 月 日 あきる野市長 殿 住 所 氏 名 ㊟										

(注) 記名押印に代えて署名することができます。

様式第11号（第21条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号				加入保険者名				
	受給者番号				保険者番号				
	氏名		(年 月 日生)		被保険者氏名				
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時				発生場所				
	原因及び被害の状況								
第三者 (加害者)	住所								
	氏名				電話番号				
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名			電話番号			
			所在地						
	任意保険	任意保険	保険会社名			電話番号			
			所在地						

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所
氏 名
電話番号



様式第12号(第22条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
受給資格消滅通知書

年 月 日

殿

あきる野市長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が、消滅しましたので通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第13号（第23条関係）

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所
氏 名 ④
電話番号

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について、あきる野市から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権をあきる野市に譲渡します。

記

譲渡する債権	対象者氏名 (被害者)		(年 月 日生)			
	債 権 額		円			
	事 故 発 生 日 時		事 故 発 生 場 所			
	原 因 及 び 被 害 の 状 況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名			電話番号		
	交通事故の 場合	自 賠 責 保 険	保 險 会 社 名	電話番号		
			所 在 地			
	任意 保 険	保 險 会 社 名	電話番号			
			所 在 地			

様式第14号（第23条関係）

年 月 日

殿

譲渡人 住所
氏名

㊟

債権譲渡通知書

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。

記

- 1 債権額 円
- 2 債権発生の原因である事実
- 3 譲渡日 年 月 日
- 4 譲受人

備考

- 1 この通知を送付する際は、必ず郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。
- 2 この通知は、1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

様式第1号（第14条関係）

（平10規則26・平10規則29・平12規則60・平13規則29・平14規則24・平15規則22・平15規則32・平17規則37・平18規則38・平20規則6・平20規則27・平24規則17・平24規則23・平26規則14・平27規則32・平28規則17・平28規則20・一部改正）

様式第2号（その1）（第14条関係）

（平12規則60・一部改正）

様式第2号（その2）（第14条関係）

（平12規則60・一部改正）

様式第2号（その3）（第14条関係）

（平12規則60・一部改正）

様式第2号（その4）（第14条関係）

（平12規則60・一部改正）

様式第2号（その5）（第14条関係）

（平10規則29・平12規則60・平26規則14・一部改正）

様式第2号（その6）（第14条関係）

（平24規則23・追加、平25規則29・一部改正）

様式第2号（その7）（第14条関係）

（平12規則60・一部改正、平24規則23・旧様式第2号（その6）・一部改正）

様式第2号（その8）（第14条関係）

（平10規則26・平10規則29・平12規則60・一部改正、平24規則23・旧様式第2号（その7）・一部改正）

様式第2号（その9）（第14条関係）

（平12規則60・一部改正、平24規則23・旧様式第2号（その8）・一部改正）

様式第3号の1（第14条関係）

（平9規則17・一部改正、平12規則60・旧様式第3号・一部改正、平13規則29・平14規則24・平17規則37・平18規則38・平19規則32・平20規則6・平24規則23・平29規則21・一部改正）

様式第3号の2（第14条関係）

（平12規則60・追加、平13規則29・平14規則24・平17規則37・平18規則38・平19規則32・平24規則23・一部改正）

様式第4号（第14条関係）

（平17規則14・平17規則37・平28規則9・一部改正）

様式第5号（第16条関係）

（平26規則26・追加、平27規則32・平28規則17・一部改正）

様式第6号（第16条関係）

（平26規則26・追加）

様式第7号（第16条関係）

（平26規則26・追加、平28規則9・一部改正）

様式第8号（第19条関係）

（平12規則60・平17規則37・平26規則14・一部改正、平26規則26・旧様式第5号繰下、平27規則32・平28規則17・一部改正）

様式第9号（第20条関係）

（平26規則14・全改、平26規則26・旧様式第6号繰下、平27規則32・平28規則17・一部改正）

様式第10号（第21条関係）

（平12規則60・平17規則37・一部改正、平26規則26・旧様式第7号繰下、平27規則32・平28規則17・一部改正）

様式第11号（第21条関係）

（平26規則26・追加、平27規則32・一部改正、平28規則17・旧様式第12号繰上・一部改正）

様式第12号（第22条関係）

（平12規則60・平17規則14・平17規則37・一部改正、平26規則26・旧様式第9号繰下、平28規則9・一部改正、平28規則17・旧様式第13号繰上）

様式第13号（第23条関係）

（平26規則26・追加、平28規則17・旧様式第14号繰上）

様式第14号（第23条関係）

(平26規則26・追加、平28規則17・旧様式第15号繰上)